

目次

- 第1章 目的（第1条—第4条）
- 第2章 大学の組織（第5条—第9条）
- 第3章 教員の組織（第10条—第21条）
- 第4章 教授会（第22条—第25条）
- 第5章 企画連絡会議（第26条—第28条）
- 第6章 教育連絡調整委員会（第29条—第31条）
- 第7章 学年、学期、休業日（第32条—第34条）
- 第8章 教育課程（第35条—第36条）
- 第9章 単位の授与（第37条—第38条）
- 第10章 組織（第39条）
- 第11章 授業の履修、方法等（第40条—第42条）
- 第12章 他大学等における授業科目の履修等（第43条）
- 第13章 進級及び卒業の要件（第44条—第48条）
- 第14章 入学、転学、編入学、休学、留学、退学、除籍等（第49条—第61条）
- 第15章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生（第62条—第68条）
- 第16章 卒業及び学位の授与（第69条—第70条）
- 第17章 賞罰（第71条—第73条）
- 第18章 授業料その他の納入金（第74条—第76条）
- 第19章 大学教育の公開（第77条）
- 第20章 保健、衛生、厚生（第78条—第80条）

附則

第1章 目的

（目的）

第1条 本大学は、科学技術分野における教育と研究を通して広く世に有為なる人材を育成するとともに、知の拠点として地域と共生し、もって産業経済の発展と人類の幸福に寄与する。

（自己点検、自己評価）

第2条 本大学は自律的な教育研究活動の実践とその水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するために、自己点検及び自己評価を行う。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第3条 本大学の教育内容・方法については、その教育水準の向上を図るため、授業及び研究指導の内容等の改善を図る組織的な研修及び研究を実施する。

(スタッフ・ディベロップメント)

第4条 本大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修及びその他必要な取り組みを実施する。

第2章 大学の組織

(学部)

第5条 本大学の学部として、理工学部を置く。理工学部は、理学と工学を融合したカリキュラムを基本に、科学技術に関する基礎から応用までを身につけ、さらに人間や環境への視点を有する幅広い職業人を育成する。

2 前項の学部には置く学科及びその入学定員は次のとおりとする。

応用化学生物学科	入学定員	80名
	収容定員	320名
電子光工学科	入学定員	80名
	収容定員	320名
情報システム工学科	入学定員	80名
	収容定員	320名
合計		960名

(大学院)

第6条 本大学に大学院を置く。

2 大学院学則は別に定める。

(事務局)

第7条 本大学に事務局を置く。この組織については別に定める。

(各種センター等の設置)

第8条 学生支援・教育支援等を目的として、本学にセンター等を設置し、教員が長を務める。

2 センター等については、別に定める。

(委員会等)

第9条 本学に、委員会等として臨時委員会その他必要な会議を置くことができる。

2 委員会等については、別に定める。

第3章 教員の組織

(教員組織)

第10条 本大学に学長を置き、学部に学部長を置く。

(教員の種類)

第11条 本大学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。

(学長の職務)

第12条 学長は、学事をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長の職務)

第13条 本大学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて学事をつかさどる。

(学部長の職務)

第14条 学部長は、学長、副学長の命を受け、学部の学事をつかさどる。

(学科長等の職務)

第15条 学部に学科長等の役職者を置くことができる。

2 学科長等の役職者は、学部長の命を受け、学科の学事をつかさどる。

(教授の職務)

第16条 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(准教授の職務)

第17条 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(専任講師の職務)

第18条 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(助教の職務)

第19条 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(助手の職務)

第20条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(その他の教員)

第21条 本大学に、名誉教授、客員教授、訪問教授、定員外教授、客員准教授、訪問准教授、客員講師、非常勤講師、訪問講師及び実技指導員を置くことができる。

第4章 教授会

(教授会)

第22条 本大学の学部には教授会を置く。

(教授会の構成)

第23条 教授会は、学長及び専任教授をもって組織する。なお、准教授その他の教職員を加えることができる。

2 教授会の構成員の範囲、定足数及び審議方法については、別に定める。

(教授会の招集等)

第24条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。

(教授会の審議事項)

第25条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる学事に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第5章 企画連絡会議

(企画連絡会議)

第26条 本大学に企画連絡会議を置き、大学全般の基本事項の調整並びに重要事項の情報共有を図る。

(企画連絡会議の構成)

第27条 企画連絡会議は学長、副学長、学部長、研究科長、学科長及びセンター長をもって組織する。ただし、必要に応じて、それ以外の者を加えて、審議することができる。

(企画連絡会議の招集等)

第28条 企画連絡会議は、学長がこれを招集し、その議長となる。

第6章 教育連絡調整委員会

(教育連絡調整委員会)

第29条 大学教育の不断の改善を行い、かつ、学科間の連絡調整を図ることを目的として、本大学に教育連絡調整委員会を設けることができる。

(教育連絡調整委員会の構成)

第30条 教育連絡調整委員会は学部長、学科長等の役職者及び学部の教授代表をもって組織する。

(教育連絡調整委員会の招集等)

第31条 教育連絡調整委員会は学部長がこれを招集し、その議長となる。

第7章 学年、学期、休業日

(学年)

第32条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第33条 学年を次の学期に分ける。

(1) 春学期 4月1日～9月30日

(2) 秋学期 10月1日～翌年3月31日

2 必要がある場合には、学長は前項の各学期の期日を臨時に変更することができる。

(休業日)

第34条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める日

(3) 土曜日

(4) 春季休業（2月下旬～3月31日）

(5) 夏季休業（8月上旬～9月30日）

(6) 冬季休業（12月下旬～翌年1月上旬）

2 必要がある場合には、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に規定するもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第8章 教育課程

(授業科目)

第35条 授業科目を、一般教育科目、外国語科目、体育科目で構成する共通教育科目と専門教育科目及び教職に関する科目に分ける。授業科目の履修については、別に定める。

2 前項のほか、専門基礎教育科目を設けることができる。

(単位の計算方法)

第36条 1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技及び輪講については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第9章 単位の授与

(試験の実施)

第37条 試験は、各期末にその期間内に履修した授業科目について行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の期日に行うことができる。

2 試験の結果が不合格になった者に、再度試験を実施することができる。再試験を受験する者は再試験受験願を提出しなければならない。

3 実験、実習、演習、実技、輪講については、平常の成績をもって試験に代えることができる。

4 病気その他やむを得ない事由のため試験を受けなかった者は、許可を得て追加試験を受けることができる。

(成績)

第38条 学業の成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種類で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。また、合格した科目については、所定の単位数を与える。

第10章 組織

(学科構成)

第39条 学部、に、応用化学生物学科、電子光工学科及び情報システム工学科を置く。

- 2 応用化学生物学科は、応用化学分野と生物・医療工学分野の教育と研究により、理学的アプローチと工学的思考法を身につけ、かつ、材料・医療応用をはじめ幅広い関連産業に展開可能な知識を有する職業人を育成する。
- 3 電子光工学科は、光テクノロジーを軸とした電気電子工学と通信・ロボット工学を融合した教育と研究により、21世紀の「ものづくり」、「システムづくり」を支える幅広い知識と応用力を備えた職業人を育成する。
- 4 情報システム工学科は、情報処理、情報通信、情報活用に関わる専門知識を学び、情報あふれる今後の社会において解決すべき課題に主体的に挑む見識と実行力を持ち、幅広い分野で活躍できる職業人を育成する。
- 5 各学科に幹事を置き教員が担当する。

第11章 授業の履修、方法等

(授業の履修)

第40条 授業科目のうち、履修しなければならない科目、科目数（必修科目及び選択科目）及び単位数については、別表1に定める。

- 2 教育職員免許状を取得しようとする者は、前項に定めるものの他、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年省令第26号）に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 3 前項により修得しうる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
理工学部	応用化学生物学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	電子光工学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	情報
	情報システム工学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	情報

- 4 教育上有益と認めるときは、学生に他学科の授業科目を履修させることができる。そ

の際の履修方法等については別に定める。

- 5 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望した際は、その計画的な履修を認めることができる。なお、本項に関して必要な事項については、別に定める。

(必修科目及び選択科目)

第41条 必修科目は、卒業までにその全部に合格しなければならない。

- 2 選択科目は、卒業までに各学科で定めた科目について、規定の単位数を得なければならない。また、他の学科にて修得した科目の単位については、別に定める単位数を上限として当該学科の選択科目単位数に算入することができる。

(授業の方法等)

第42条 授業は、講義、演習、実験、実習、実技及び輪講のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

- 2 前項に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に定める授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎等以外の場所で行うことができる。

第12章 他大学等における授業科目の履修等

(他大学での履修等)

第43条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。
- 3 教育上有益と認めるときは、本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目を本学における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前各項により履修し修得した授業科目の単位について学長は、合わせて60単位を限度として卒業及び進級に必要な単位として認めることができる。ただし、その場合、第3項については、編入学、転入学等の場合を除く。
- 5 本条の規定により履修した授業科目の単位の認定については、別に定める。

第13章 進級及び卒業の要件

(進級要件)

第44条 進級要件に関しては、公立千歳科学技術大学履修規程に定める。

(学科への移行)

第45条 第2学年以降において学科に移行する。

- 2 学科への移行については、学生の志願を原則とする。ただし、学科の定員を超える志願がある場合には、志願者の成績、人物及び健康を評価して選考する。

第46条 転学科を志願する者があるときは、審査の上、学長が許可することができる。ただし、学長は、教授会の意見を参酌するものとする。

- 2 前項の転学科の条件等については別に定める。

(修業年限)

第47条 本大学の修業年限は、4年とする。

(卒業要件)

第48条 4年以上在学し、次に定める単位数を得た者は卒業要件を満たす。

- (1) 共通教育科目のうち、必修科目及び選択科目を併せて59単位以上
 - (2) 専門教育科目のうち、必修科目及び選択科目を併せて63単位以上
 - (3) 共通教育科目と専門教育科目を合わせて125単位以上
- 2 第40条第5項に規定する長期履修学生においては、別に定める修業期間以上在学し、かつ、前項に規定する単位数を得た者が卒業要件を満たす。

第14章 入学、転学、編入学、休学、留学、退学、除籍等

(入学の時期)

第49条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国子女学生、その他教授会の意見を参酌し、学長が特に認めた者については、秋学期から入学を許可することができる。

(入学資格)

第50条 本大学の第1学年に入学できる者は、学校教育法及び同法施行規則に定められた者（高等学校卒業者並びにこれと同等以上の資格があると認められた者）とする。

(入学者の選考)

第51条 本大学の第1学年に入学しようとする者については、学力、人物及び健康を評価して選考する。

(入学手続)

第52条 本大学に入学を志願する者は、所定の手続きを行わなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学、編入学及び再入学)

第53条 学長は、本大学に転入学、編入学及び再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に転入学、編入学及び再入学を許可することができる。

2 転入学、編入学は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に1年以上在学し、退学した者
- (3) 短期大学（外国の短期大学、または外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）または高等専門学校を卒業した者及び卒業見込みの者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る）を修了した者及び修了見込みの者

3 再入学は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 本学を卒業した者
- (2) 本学を中途退学した者（ただし、懲戒による退学者は除く）
- (3) 第61条第4号の規定により除籍となった者

4 前2項の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を参酌して、学長が決定する。

(在学期間)

第54条 第52条及び第53条の規定に基づき入学した者については、8年を超えて在学することができない。

2 前条第1項の規定により入学した者は、同条第4項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(保証人)

第55条 入学を許可された者は、保証人を立て、かつ、誓約書を提出しなければならない。

- 2 保証人は父母又はその親族若しくはこれに準ずる者でなければならない。
- 3 保証人が氏名を改め、又は転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- 4 保証人が死亡その他の事由でその責務を果たし得ないときは、新たに保証人を選定し、改めて誓約書を提出しなければならない。

(休学及び復学)

第56条 病気その他やむを得ない事由により2箇月以上にわたり就学することができない場合は、保証人連署の上、休学願を提出し、学長の許可を得て必要な期間を休学することができる。

2 病気を理由とする休学は、医師の診断書又は保証人の申述書を添えなければならない。

3 医師が健康上、就学に不相当と認めた学生に対して学長は、休学を命ずることができる。

4 休学の事由が消滅したとき休学者は、速やかに復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学期間)

第57条 休学期間は、1年以内とし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。ただし、通算して3年間（始期及び終期が月の途中の場合は、1の月とする。）を超えることはできない。

2 休学期間は、第54条に規定する在学期間に算入しない。

(留学)

第58条 本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく外国の大学に留学することを許可することができる。ただし、留学を志願しようとする者は、学長の許可を要する。

2 留学期間は、1年間に限り在学年数に算入する。

3 留学中に修得した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として認定することができる。

(転学)

第59条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、転学届を学長に提出しなければならない。

(退学)

第60条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、退学届を学長に提出し、許可を得なければならない。

(除籍)

第61条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。ただし、学長は、教授会の意見を参酌するものとする。

(1) 第54条に規定する在学期間を超えた者

- (2) 第57条第1項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 死亡又は長期行方不明の者
- (4) 授業料等を所定の期日までに納入せず、督促してもなお納入しない者

第15章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生

(科目等履修生)

第62条 本大学において、1科目又は数科目を選択履修しようとする者を科目等履修生として学長が、入学を許可することができる。ただし、学長は、教授会の意見を参酌し、決定するものとする。

- 2 科目等履修生として入学できる者は、志望授業科目を学習するのに十分な学力があると認められた者とする。
- 3 科目等履修生は、当該授業科目の試験を受けることができる。また、合格した授業科目については、所定の単位を認定し、成績証明書を交付することができる。
- 4 本学学生が、科目等履修生として取得した単位については進級及び卒業に必要な単位として認定することができる。
- 5 科目等履修生を希望する者の手続き並びに入学検定料、入学料及び授業料については別に定める。

(聴講生)

第63条 本大学において、1科目又は数科目の聴講を希望する者を聴講生として学長が入学を許可することができる。ただし、学長は、教授会の意見を参酌し、決定するものとする。

- 2 聴講生として受講できる者は、志望授業科目を学習するのに十分な学力があると認められた者に限る。
- 3 聴講生は、当該授業科目の試験を受けることができない。
- 4 聴講生を希望する者の手続き並びに入学検定料、入学料及び授業料については別に定める。

(外国人留学生)

第64条 わが国で教育を受けること、若しくは研究を行うことを目的として入国する外国人のうち、本大学への入学を志願する者があるとき学長は、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。ただし、学長は、教授会の意見を参酌し、決定するものとする。

(科目等履修生等の入学の時期)

第65条 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生（以下「科目等履修生等」という。）

は、学年又は学期の始めに入学を許可する。

（科目等履修生等の入学手続）

第66条 科目等履修生等として許可された者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

（科目等履修生等の登録期間）

第67条 外国人留学生を除く科目等履修生等の登録期間は、1 箇年又は6 箇月を単位とする。なお、引き続いて在学を希望する場合は改めて許可を受け再度登録しなければならない。

（科目等履修生等の規則の遵守）

第68条 科目等履修生等は、本学則及び一般の規定等を遵守しなければならない。

第16章 卒業及び学位の授与

（卒業）

第69条 4 年以上大学に在学して、卒業要件を満たした者には、教授会の意見を参酌して、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

（学位）

第70条 学位の授与に関しては、公立千歳科学技術大学学位規程の定めるところによる。

第17章 賞罰

（善行表彰）

第71条 本大学の学生として善行のあった者は、学長がこれを表彰することができる。

（優良表彰）

第72条 本大学の在学中、成績、人物、健康共に優れた者は、学長が卒業時にこれを表彰することができる。

（懲戒）

第73条 学長は、次の各号の一に該当する者に限り、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する者

2 前項の懲戒の種類及び手続等、懲戒処分に関する必要な事項は、別に定める。

第18章 授業料その他の納入金

(授業料その他の納入金)

第74条 授業料その他の納入金については、次の各号の定めるところにより、それぞれ納入しなければならない。

- (1) 本学に在学する者は、授業料
- (2) 本学に入学する者は、入学料
- (3) 本学に入学を志願する者は、入学検定料

2 授業料その他納入金の金額は、別表2のとおりとする。

3 第1項第1号に規定する授業料（以下、「授業料」という。）は、春学期及び秋学期の2回に分けて納入するものとする。ただし、春学期及び秋学期の授業料を、春学期に一括して納入することは妨げない。

4 学年の途中で復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納入しなければならない。

5 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納入するものとする。

6 第40条第5項により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた者の授業料については、別に定める。

7 第1項から第5項に定めものの他、授業料その他納入金の納入について必要な事項は、別に定める。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第75条 経済的事由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合、又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(授業料の金額の変更)

第76条 在学中、授業料の金額について変更があった場合には、新たに定められた金額を納めるものとする。

第19章 大学教育の公開

(公開講座)

第77条 本大学に、教育研究の公開を目的とする公開講座を開設することができる。

第20章 保健、衛生、厚生

(保健及び衛生の管理)

第78条 学生の保健、衛生の管理は、別に定める担当部署がこれを行う。

(健康診断)

第79条 学生は毎年、健康診断を受けなければならない。

(学生が組織する団体)

第80条 学生の組織する学術、教養、体育等の各方面の団体のうち、適当なものはこれを公認する。

2 公認団体の顧問等は、専任の教授、准教授又はこれに準ずる者とする。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 総合光科学部バイオ・マテリアル学科、同光システム学科、同グローバルシステムデザイン学科及び理工学部グローバルシステムデザイン学科は第5条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学部・学科に在学する者が当該学部・学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この学則の施行の日前から引き続き在学する者にかかる授業科目、単位数、卒業要件、その他履修等に関しては、なお従前の例による。

4 この学則の施行の日以降において編入学、転入学、又は再入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件、その他履修等に関しては、この学則の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目、単位数、卒業要件、その他履修等と同様とする。

5 この学則の施行に伴い、必要な経過措置は、学長が定める。

附 則(令和2年4月1日千大規第1号)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第48条第1項第1号及び別表1の規定は、令和2年4月1日以降に入学する者から適用し、令和2年3月31日に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月1日千大規第1号)

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第48条第1項1号、2号及び別表1の規定は、令和3年4月1日以降に入学する者から適用し、令和3年3月31日に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日千大規第1号)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、令和5年4月1日以降に入学する者から適用し、令和5年3月31日に在籍する者は、なお従前の例による。

別表 1（第40条関係）

履修科目及び単位数

(1) 共通教育科目

①一般教育科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
物理学入門	2		
化学入門	2		
微分積分学Ⅰ	2		
エレクトロニクス入門	2		
エレクトロニクス基礎	2		
情報学基礎演習	2		
情報技術概論	2		
データ活用基礎	2		
データサイエンス入門	2		
線形代数学Ⅰ	2		
電子回路	2		
情報アーキテクチャ	2		
理工学基礎実験1	1		
理工学基礎実験2	2		
キャリア形成A1	1		
キャリア形成A2	1		
千歳学	1		
微分積分学Ⅱ	2		
プログラミングとアルゴリズム基礎	2		
言語リテラシー1	1		
言語リテラシー2	1		
地域課題プロジェクト	1		

化学基礎	2	2科目4単位以上修得しなければならない
生物学入門	2	ならない
物理学基礎	2	3科目6単位以上修得しなければならない
情報学	2	ならない
情報通信基礎	2	
プログラミング応用	2	
環境科学入門	2	
オプティクス	2	
電磁気学	2	
工学基礎数学	2	
くらしと政治	2	3科目6単位以上修得しなければならない
人と社会	2	ならない
北海道の歴史	2	
心理学入門	2	
日本国憲法	2	
哲学と世界	2	
倫理と人間	2	
心の科学	2	
論理学入門	2	
現代の社会経済	2	
くらしと法律	2	
キャリア形成B1	1	
キャリア形成B2	1	

②外国語科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
理系のための基礎英語Ⅰ		2	2科目4単位以上修得しなければならない
理系のための基礎英語Ⅱ		2	ならない
英語リーディングⅠ		2	
英語リーディングⅡ		2	

英語基礎Ⅰ		2	
英語基礎Ⅱ		2	
英語コミュニケーション		2	
実用英語		2	
時事英語		2	
アメリカ事情Ⅰ		2	2単位以上修得しなければならない
アメリカ事情Ⅱ		2	
TOEICⅠ		2	
TOEICⅡ		2	
英語と文化Ⅰ		2	
英語と文化Ⅱ		2	
科学技術英語Ⅰ		2	
科学技術英語Ⅱ		2	
認定英語1		2	
認定英語2		2	
認定英語3		2	
中国語1		2	
中国語2		1	
中国語3		1	
技術中国語1		1	
技術中国語2		1	
ドイツ語		2	
フランス語		2	

③体育科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
スポーツ総合1		1	
スポーツ総合2		1	
健康科学		1	

(2) 専門教育科目

①応用化学生物学科

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
応用化学生物学実験A	2		
応用化学生物学実験B	2		
応用化学生物学実験C	2		
バイオ・マテリアル・インフォマティクスA	2		
物理化学A	2		
物理化学B	2		
有機化学A	2		
細胞生物学	2		
バイオ・マテリアル・インフォマティクスB	2		
生化学A	2		
機器分析	2		
分子生物学	2		
応用化学生物学セミナー	2		
輪講	1		
卒業研究A	3		
卒業研究B	3		
環境科学		2	
有機化学B		2	
生化学B		2	
量子力学		2	
デジタル回路		2	
医学概論		2	
ナノテクノロジー		2	
基礎レーザー工学		2	
物理化学C		2	

化学工学	2	
無機化学	2	
エレクトロニクス計測	2	
有機化学C	2	
無機材料	2	
高分子科学A	2	
高分子科学B	2	
インターンシップ	1	
地学概論1	2	
地学概論2	2	
機能性材料	2	
バイオテクノロジー	2	
企業リテラシ	2	
物理学実験	1	
生物学実験	1	
化学実験	1	
地学実験	1	

②電子光工学科

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
コンピュータプログラミング1	2		
アプリケーションプログラミング	2		
デジタル回路	2		
フーリエ応用	2		
制御工学概論	2		
振動・波動論	2		
コンピュータアプリケーション	2		
デジタル信号処理	2		
エレクトロニクスデザイン	2		
光システム実験	2		

電子光工学実験	2		
電子光工学プロジェクト	2		
光システム輪講	1		
光システムセミナー	2		
卒業研究A	3		
卒業研究B	3		
離散数学		2	
情報セキュリティ		2	
半導体基礎		2	
システム統計		2	
情報と職業		2	
量子力学		2	
光エレクトロニクス1		2	
半導体デバイス工学		2	
フォトンクス計測		2	
光エレクトロニクス2		2	
光ファイバシステム		2	
シミュレーション工学		2	
エレクトロニクス計測		2	
システム制御論		2	
電磁波工学		2	
ロボティクス		2	
画像工学		2	
マイクロコンピュータ実習		2	
インターンシップ		1	
幾何学概論		2	
幾何学 I		2	
幾何学 I 演習		1	
統計解析		2	
企業リテラシ		2	

情報通信ネットワーク工学	2	
ユーザインターフェース	2	
教育とコンピュータ	2	
数値計算概論	2	
センサ工学	2	
代数学概論	2	
代数学 I	2	
複素関数と特殊関数	2	
電機エネルギー工学	2	
情報基礎学	2	
基礎レーザー工学	2	
クラウドコンピューティング	2	

③情報システム工学科

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
離散数学	2		
統計学基礎	2		
Javaプログラミング	2		
情報通信システム概論	2		
電子回路実習	1		
プロジェクト基礎演習	2		
AIアルゴリズムとプログラミング	2		
サービス科学	2		
情報システム工学演習	2		
コンピュータネットワーク	2		
情報システム開発基礎演習	2		
情報システムセミナー	2		
輪講	1		
卒業研究A	3		
卒業研究B	3		

コンピュータアーキテクチャ	2	
情報基礎学	2	
情報セキュリティ	2	
クラウドコンピューティング	2	
文章技法	2	
AIと機械学習	2	
データベース工学	2	
ユーザビリティ工学	2	
統計解析	2	
情報通信ネットワーク工学	2	
センサネットワーク	2	
ソフトウェアデザイン	2	
データマイニング	2	
感性工学	2	
教育とコンピュータ	2	
ユーザインターフェース	2	
サービスデザイン	2	
企業リテラシ	2	
インターンシップ	1	
幾何学概論	2	
数値計算概論	2	
複素関数と特殊関数	2	
幾何学 I	2	
幾何学 I 演習	1	
代数学概論	2	
線形代数学 II	2	
線形代数 II	2	
フーリエ応用	2	
情報と職業	2	
計算基礎論	2	

ワイヤレスネットワーク		2	
-------------	--	---	--

(3) 教育職員免許状の取得に必要な教職に関する科目（自由科目）

①各教科の指導法

授業科目	単位数	備考
理科教育法Ⅰ	2	
理科教育法Ⅱ	2	
理科教育法Ⅲ	2	
理科教育法Ⅳ	2	
数学科教育法Ⅰ	2	
数学科教育法Ⅱ	2	
数学科教育法Ⅲ	2	
数学科教育法Ⅳ	2	
情報科教育法Ⅰ	2	
情報科教育法Ⅱ	2	

②教育の基礎的理解に関する科目

授業科目	単位数	備考
教育学	2	
教職概論	2	
教育経営論	2	
教育心理学	2	
特別支援教育学	2	
教育課程論	2	

③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

授業科目	単位数	備考
道徳教育指導論	2	
総合的な学習の時間の指導法	2	
特別活動指導論	2	
教育方法論	1	
教育とICT活用	1	
生徒・進路指導論	2	

教育相談	2	
------	---	--

④教育実践に関する科目

授業科目	単位数	備考
教育実習事前事後指導	1	
教育実習Ⅰ	4	
教育実習Ⅱ	2	
教職実践演習（中・高）	2	

⑤大学が独自に設定する科目

授業科目	単位数	備考
学校体験活動	1	

別表 2（第74条関係）

入学料、授業料の納入額

（単位：円）

入学料	市内者	141,000
	市外者	282,000

1. 市内者とは、入学の日の属する月の初日において、本人又は保護者（親権者又は未成年後見人）が引き続き1年以上千歳市に住所を有し、入学後も引き続き住所を有する見込の者をいう。

2. 市外者とは、市内者以外の者をいう。

（単位：円）

経費	春学期納入額	秋学期納入額	備考
授業料	267,900	267,900	

1. その他諸会費等については別に定める。

（単位：円）

入学検定料	17,000
-------	--------

1. ただし、編入学及び再入学に係る入学検定料は30,000円とする。